

平成20年度 国民健康保険税の 改正について

平成20年4月より、75歳以上の方が加入することになる「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」が創設されたことにより、国民健康保険税の算定方法も変わることになりました。
これまで保険税は、医療分（加入者全員）と介護分（40～64歳）を併せて課税していましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金分」が加わることになります。

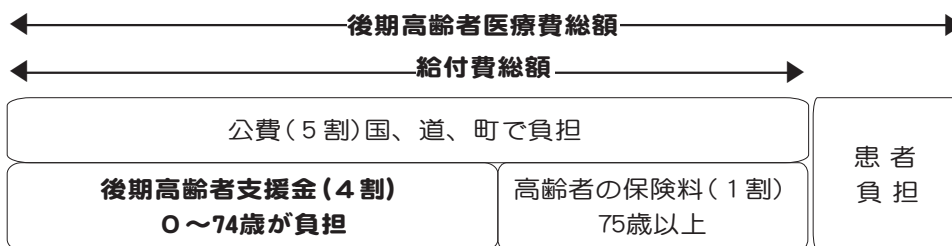
問合せ先

- 医療給付担当
（内線281、282・窓口③番）
- 課税担当
（内線226、227・窓口⑧番）

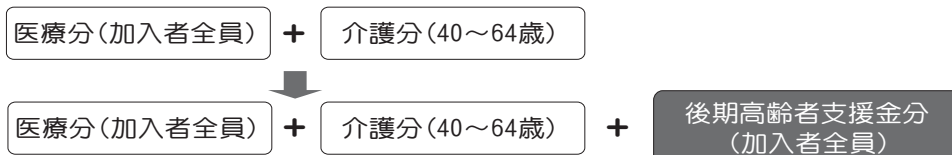
お知らせ

後期高齢者 支援金とは

後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢者自身が医療機関に支払う窓口負担を除いた分の5割を公費で、1割を後期高齢者の保険料で、残りの4割を現役世代（0～74歳）からの支援（後期高齢者支援金）として負担することになります。
この4割分を「後期高齢者支援金分」として、新たに保険税として算定することになったものです。この支援金分は、国保加入者だけではなく、社会保険なども含めたすべての保険加入者も負担することになっています。



保険税の算定方法



国民健康 保険の 税率

平成20年度の保険税率と保険税額

区 分		医療分	後期高齢者 支援金（新設）	介護分 （40～64歳）
所得割	加入者の前年所得に対し	9.0%	1.7%	0.6%
資産割	加入者の固定資産税に対し	35.0%	5.2%	2.5%
均等割	被保険者1人あたり	29,000円	6,900円	4,800円
平等割	1世帯あたり	35,000円	8,400円	3,500円
課税限度額		47万円（※）	12万円	9万円

（※）医療分については税率の変更はありませんが、限度額が56万円から47万円に引き下げられます。

- ・後期高齢者支援金分が新設されます。
- ・介護分については税率、限度額ともに変更はありません。
- ・所得の低い世帯に対して適用される、7割・5割・2割の軽減措置は、従来どおり継続されます。